

- 新型コロナウイルス感染症に関わる公欠について -

令和2年10月21日
教務主事

令和2年11月以降は、下記の症状がある場合で、「公欠願」「健康観察表」を学生課教務係へ提出した場合は、登校日連続10日間の「コロナ公欠」を認めます。

「公欠願」「健康観察表」は公欠終了後から 7日間を超えて提出されても受付できません。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合
（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

上記の症状が続く場合は、秋田高専学生課教務係に連絡し、あきた新型コロナ受診相談センターに相談してください。

- 秋田高専学生課教務係
☎ 018-847-6018
- あきた新型コロナ受診相談センター
☎ 018-866-7050（24時間受付）
☎ 018-895-9176（8時～17時受付）
☎ 0570-011-567（8時～17時受付）

以上